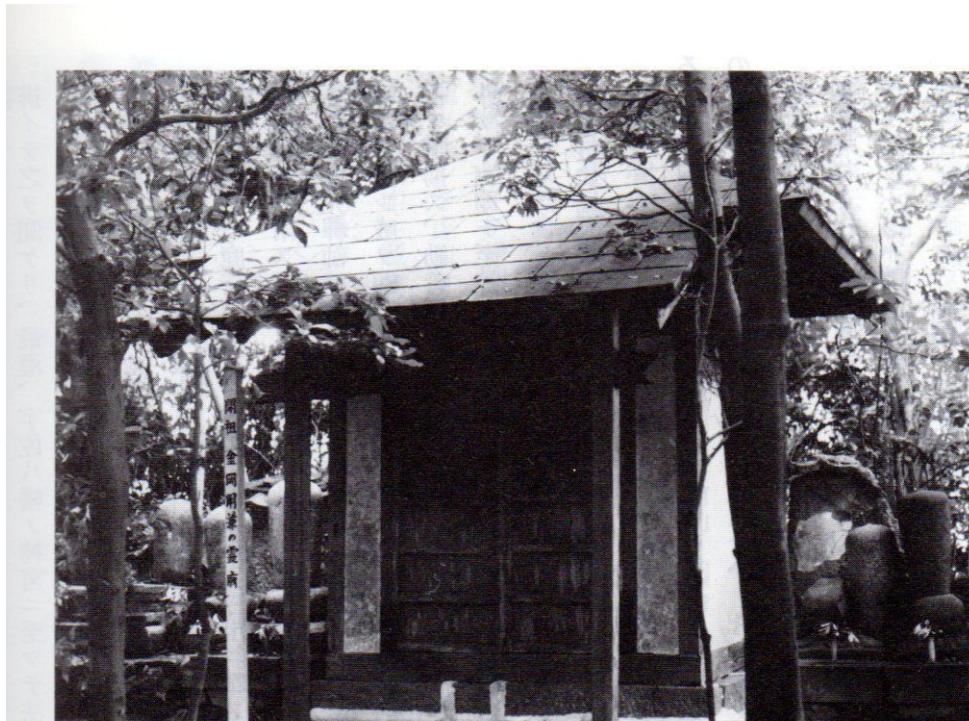


応龍山 洞雲寺

## 開山 金岡用兼禪師伝

はつかいちの文化 第20集所収（平成4年12月晦日発行）

廿日市市郷土文化研究会



金岡用兼靈廟

丈六寺裏にある当寺開基細川成之の墓の横にある。

# 応龍山 洞雲寺 開山 金岡用兼禅師伝

藤下憲明

## ◆はじめに

JR廿日市駅裏にある古刹応龍山洞雲寺は長享元年（一四八七）に開創されてから五百余年が過ぎた。

この洞雲寺は厳島社神主で桜尾城に居た藤原教親が創建し、周防龍文寺の金岡用兼を招いて開山とした。

金岡用兼の事跡については洞雲寺蔵の正法眼藏、頂相、持物等にて伺うほかには伝説的なことしか伝えられていない。金岡伝説でよく知られているものに洞雲寺境内の名水「金岡水」がある。

又、永平寺伽藍の復興に対する功績をたたえるために脚色されたと思われる洞雲寺所蔵の「金岡和尚行状記」、丈六寺所蔵の「丈六禪刹開山金岡禪師略記」などがある。しかし、根本史料はほとんど得られず断片的な史料と先学の著書を参考として史的事実に近い金岡用兼の足跡を辿ってみる。

## ◆金岡用兼の生いたち

金岡用兼は永享十年（一四三八）正月讃岐国那珂郡に生れた。

那珂郡は現在の香川県西部丸亀市、善通寺市あたりになる。

俗姓は戸田氏といい、先祖は都で官仕していた地下官人（下級官人）と思われるが後に讃岐に渡ったようである。

金岡用兼は十一歳というから文安五年（一四四八）に剃髪して



龍文寺境内

大内氏家臣である陶氏一族の菩提寺である。火災に遭い現在の本堂は明治15年に再建されたもので往時の広壮な伽藍は偲ぶことはできない。

那珂郡の真言宗仏門に入った。この地は真言宗の寺が多い所であり、空海をはじめ多くの高僧を輩出しているので真言宗仏門に入つたのは疑いないと思う。

金岡用兼は後に転宗して周防国の大寧寺に入り四世大庵須益に師事した。

龍文寺は現在の徳山市長穂にあり、永享二年（一四三〇）大内氏の家臣陶盛政が在山曇璿を招き龍文寺を創建した。在山曇璿は師の大寧寺四世竹居正猷を龍文寺開山とし、在山曇璿は二世、法弟の大寧寺五世器之為璠が三世となり、大寧寺六世大庵須益が四世となつた。

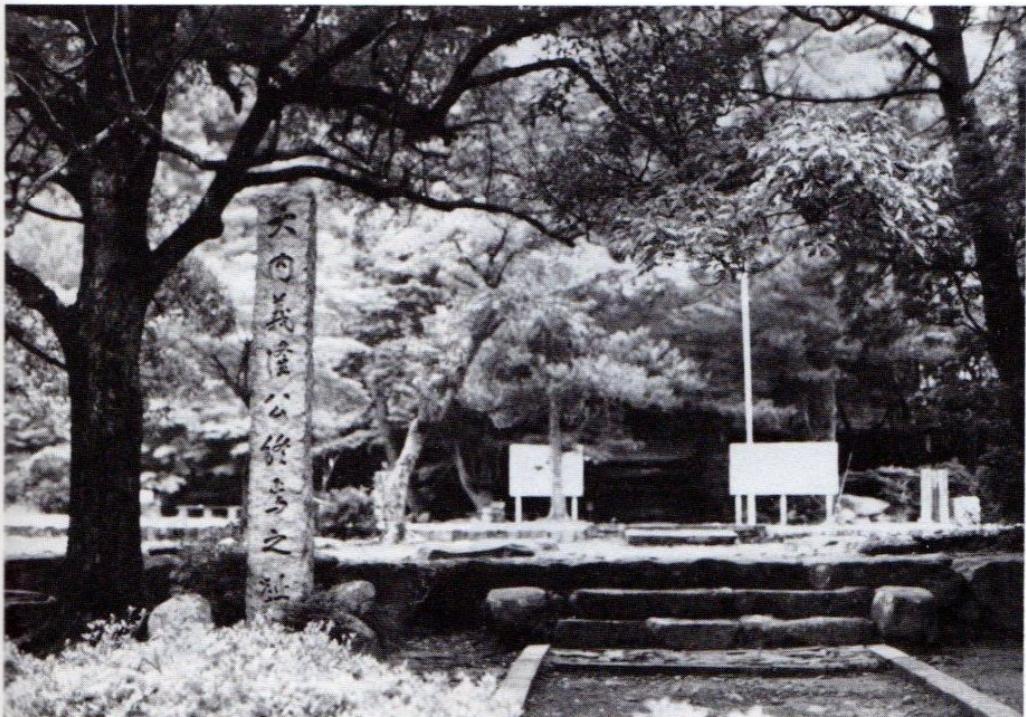
大庵須益は応仁二年（一四六八）龍文寺に入り、のち瑞雲寺（阿武郡阿東町生雲中）に移った。文明二年（一四七〇）には耕雲軒（豊浦郡豊浦町小串）に隠棲し、翌三年（一四七一）十二月十三日に総持寺（石川県鳳至郡門前町）の二五六世として輪住している。

大庵須益は文明五年（一四七三）三月二十三日に六十八歳で示寂した。

金岡用兼が大庵須益に師事した年月日は定かでないが、大庵須益が龍文寺に移つてからの師事であれば応仁頃になる。大庵須益が示寂後は法兄である為宗仲心に師事した。

#### ◆洞雲寺開山

南北朝争乱の進行につれて周防の大内氏が安芸国内に勢力を伸ばし、十四世紀後半ごろから厳島神主家は大内氏と結びその支配下に属していた。



大寧寺

長門市湯本にあり大内義隆主従終焉の地で有名である。往古名刹と知られており、多くの高僧を輩し室町後期には山口文化の延長をなしていたという。

大内氏は曹洞宗に対して深い関係を持っていた。応永十一年

(一四〇四) 薩摩の福昌寺の開山石屋真梁が、山口に来たとき大内盛見は帰依して開雲寺(現泰雲寺)を創建した。又、応永十七年(一四一〇) 大内氏支族鷲頭弘忠(一書に大内教弘)は石屋真梁を開山とし、長門の大寧寺を創建したという。

しかし石屋真梁が実際に山口に来たかは定かでないが、この石屋真梁に連なる智翁永宗、竹居正猷、器之為璠、大庵須益、覚隱永本などの法脈の僧侶が山口を中心に活躍しており、厳島神主家も大内氏の佛教尊崇に影響され、陶氏の菩提寺龍文寺から金岡用兼を招請したものであろう。

ところで神の前で祭祀を司る神主家がなぜ禅僧を招いて参禪し、仏道を必要としたのであろうか。厳島神主家は前述したように大内氏の支配下に属しており他の国人領主と共に各地に転戦していた。

洞雲寺の開基である藤原教親は高田郡の国人領主である長屋氏の出身であり、教親を始め戦国時代の武将は戦場で生死の境を馳せ巡っていたので、死を見る精神的な鍊磨をすることが必要であったものと思われる。

時代は少し下がるが武田信玄の家法の中にこれを伺わせる一箇条がある。「参禪可嗜事、参禪別無秘訣唯思生死切」とあり、広く戦国時代の武将に共通して禅に対する態度を表わしているものとみられる。



藤原教親寄進状

洞雲寺開基である教文(教親)が病氣平癒を祈願して千同の段錢を円満寺本尊の仏前に供える販米を寄進したもの。  
「広島県重要文化財」

厳島社神主で桜尾城主であった藤原教親は、長享元年(一四八七)洞雲寺を創建して龍文寺の金岡用兼を招いて開山しており、金岡用兼は師である龍文寺五世為宗仲心を勧請開山とし、自らは中興二世となつた。

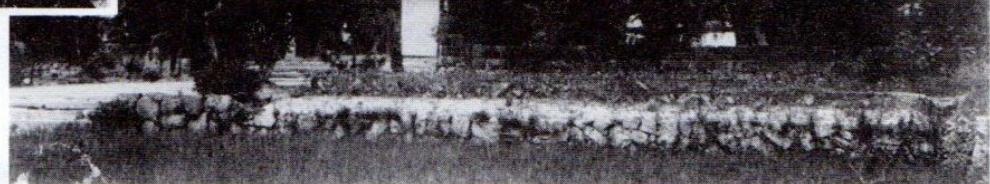
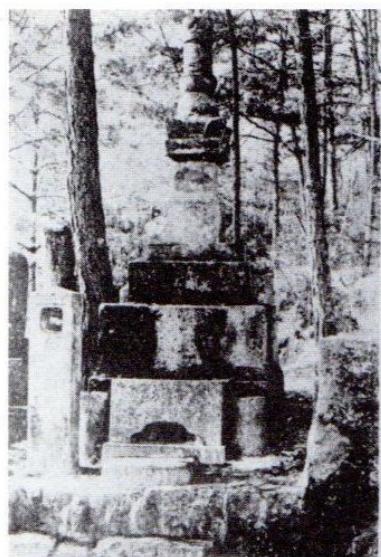
明応二年(一四九三)には藤原教親の子宗親が洞雲寺に寺領を寄進し、両親の菩提所と定めている。

洞雲寺二世は草山睨叟で幼児のとき龍文寺の為宗仲心の元で出家し、永正二年(一五〇五)為宗仲心が示寂の後金岡用兼に師事

して法嗣となつた。

広島大学名誉教授松岡久人先生は廿日市町史の中で別の視点から洞雲寺の創建に至る経緯について述べられている。

藤原教親・宗親父子は国人領主である長屋氏から厳島神主家を嗣いでおり、藤原神主家の血統はここで断絶した。教親・宗親は新たに洞雲寺を建立し、龍文寺を退出した金岡用兼を迎えて開山とした。



大正初頃の洞雲寺

かっての洞雲寺には山門・本堂・庫裏・禅堂・衆寮・鐘楼・湯殿・雪隠などの建物が境内に配置され、これらの建物は廻廊でつながっていた。

(佐伯教育会発行絵葉書より)



桜尾城跡遠望

洞雲寺開基である厳島神主藤原教親の居城である。厳島神主家の藤原氏は代々ここで厳島神領を支配していた。

(昭和40年頃撮影)

安置して、寺格を高めると共に神主家内部の不満を克服しようとはかったのであろうとされている。

### ◆瑠璃光寺正法眼藏

延徳二年（一四九〇）金岡用兼の侍者である元賀は龍文寺において瑠璃光寺正法眼藏を書写している。

正法眼藏は曹洞宗の開祖永平道元禪師の法話を永平寺一世孤雲懐弁が記録し、又、道元自身が加筆した法話集で曹洞宗の根本宗



瑠璃光寺正法眼藏

十六冊八十三巻の正法眼藏である。洞雲寺所蔵であったがのちに瑠璃光寺に寄進された。

「山口県重要文化財」（山口県文化財総覧より）

典である。

瑠璃光寺正法眼藏卷末の奥書に「延徳二年庚戌十月二十九日防陽元賀書之、預陽祖靈点朱引」、「延徳二年庚戌十一月廿二日書之、筆者防陽昌闍校了也、預陽靈子」などとあり、延徳年間に元賀と昌闍龍文寺寮校了也、預陽靈子などとあり、延徳年間に元賀と昌闍が龍文寺客寮において書写したことがわかる。

これを書写した元賀は金岡用兼の侍者であることが判明しているが、昌闍、祖靈等もおそらく侍者であったものと思われる。

龍文寺で書写された正法眼藏は金岡用兼、又は侍者である元賀らによって洞雲寺に伝えられたものと思われる。

この正法眼藏の裏表紙に「瑠璃光寺常住前總持悟宗頓東堂の御代寄附之、十六冊之内、享禄二天己丑卯月十三日、石屋和尚七世之孫、現住芸州二十日洞雲寺比丘前永平興雲宗繁」とあり、寺伝では洞雲寺住持の遷化にあたり瑠璃光寺五世悟宗圭頓が秉炬師を勤めその謝礼遺物として享禄二年（一五二九）洞雲寺四世興雲宗繁から瑠璃光寺に寄進されたものといわれている。

しかし、洞雲寺歴代住持過去帳など複数の史料によると興雲宗繁は大永三年（一五二三）四月十九日に示寂しているので、享禄二年（一五二九）には既に示寂していることになる。何れかの記録又は寺伝に間違いがあつたものと思われる。

この瑠璃光寺正法眼藏は山口県重要文化財に指定されている。

寺で丈六觀音像を安置して丈六寺と称した。

曹洞宗になつた丈六寺の創建年月日は定かでない。細川三将略伝に文正元年（一四六六）の創建とあるが、これも何によつたものかは不明とされている。金岡用兼が二十九歳の時であり、開山に請われるのは年令的に少し早すぎるものと思われる。

一方、阿波志では永正年間の創建とされ、天下僧録牒によると永正六年（一五〇九）の改宗とされている。しかし、明応五年（一四九六）には細川成之が丈六寺に一堂宇（食堂カ）を建てて



勝瑞城跡

南北朝から戦国期にかけて阿波の政治・経済・文化の中心地として栄えた城跡は三好氏の菩提寺見性寺の境内となっているが現在は無住である。「徳島県史跡」

### ◆丈六寺開山

現在の徳島県板野郡藍住町にある勝瑞城跡（現在見性寺）は阿波屋形といわれ阿波細川家の居城であった。阿波国守護の細川成之は寛正三年（一四六二）幕府の管領代となり中央の施政にも携わっていた。又、公家、僧侶、学者、歌人、連歌師、書家、画家、芸能人などと深い交遊があり、勝瑞城下にもそれらの来遊が多く京都と直結した文化都市であった。

細川成之は古くからあつた丈六寺を修営して、洞雲寺の金岡用兼を招いて中興開山とし曹洞宗に改めた。丈六寺は徳島市丈六町大領の勝浦川のほとりにあり瑞麟山慈雲院という。元は真言宗の



丈六寺本堂

阿波の法隆寺とも正倉院とも称され、国重文の山門・本堂・觀音堂などと共に多くの文化遺産を所蔵している。

いるので、文明末年から明応初年にかけて丈六寺は創建され、金岡用兼が招請されたものと思われる。

文明五年（一四七三）細川成之は釈迦を描き臨済宗の天隱龍沢てんいんりょうたくに賛並びに序を作ることを求めていた。又、文明十二年（一四八〇）細川成之は天隱龍沢に那智山の詩を所望して扇面に書し、翌年十一月自画達磨図に賛語を求めていた。延徳三年（一四九一）三月頃天隱龍沢は勝瑞城下に滞在しており、このように細川成之は五山禪僧との関わりが深かつたことがわかる。

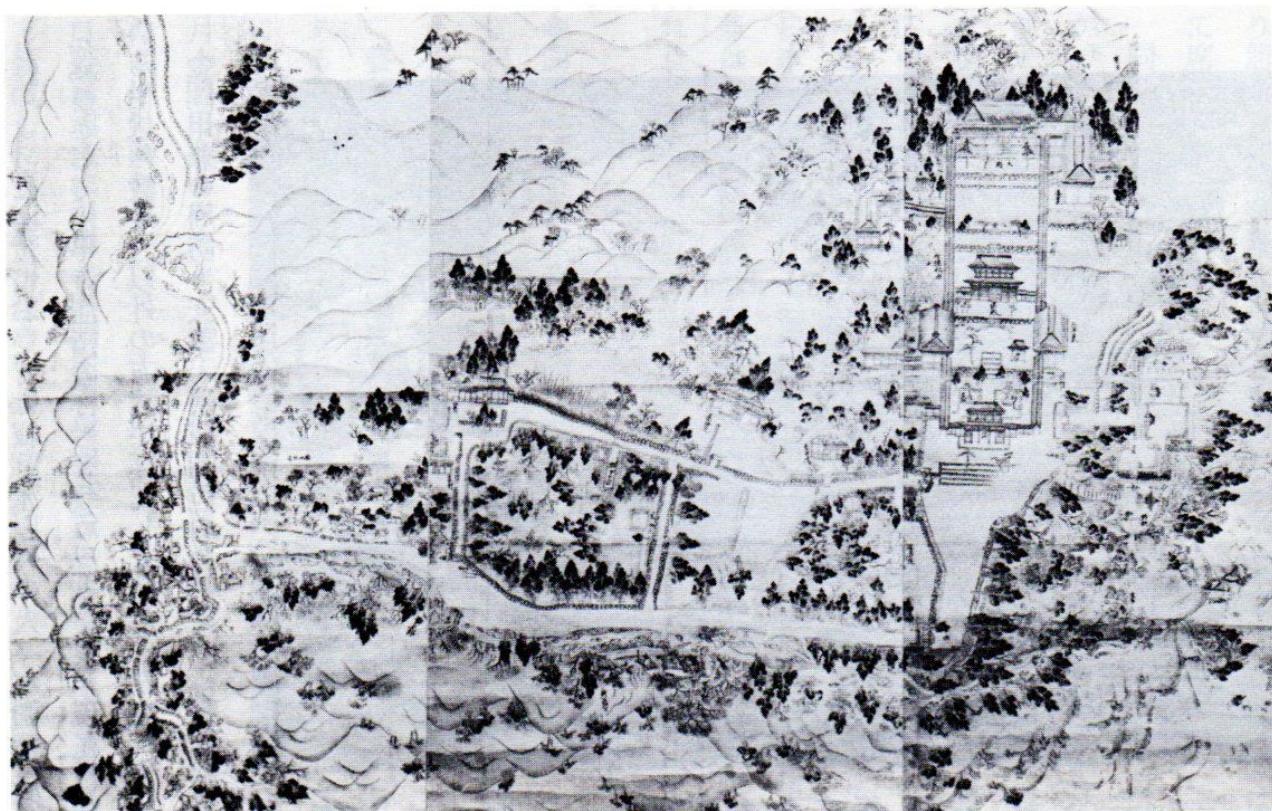
大内氏歴代も五山禪僧に帰依し、多くの禪刹を創建しており五山禪僧と密接な関わりをもっていた。

長享二年（一四八八）天隱龍沢は龍文寺の開山である竹居正猷の竹居禪師塔銘を撰している。又、大内政弘の三男で臨済僧の梵良彦明が雪の詩を作り五山禪僧の天隱龍沢らに次韻を求めていた。このような五山禪僧と大内氏・細川氏との関わりで、洞雲寺の金岡用兼が招かれて細川成之の帰依を受けたものと思われる。

丈六寺には金岡大禪師法語集、細川成之肖像画の金岡用兼賛、丈六禪刹開山金岡禪師略記などの金岡用兼関係史料が残されている。丈六寺の二世は月殿昌桂がつでんしょうけいで金岡用兼に師事し、後に述べる洞雲寺正法眼藏を金岡用兼と共に書写している。

### ◆永平寺の復興

永平寺をはじめ越前の寺院は戦国の動乱と無縁でなく、文明五



永平寺古図  
宝暦2年(1752)頃の永平寺境内図(永平寺史より)

年（一四七三）に永平寺は兵火にかかり伽藍を焼失した。復興のめどもつかないまま二十八年間も放置されていたものを、龍文寺五世為宗仲心は明応八年（一四九九）越前の龍泉寺へ輪住の際見聞し、中興の志を決して翌九年（一五〇〇）から永平寺の復興に着手し、同年九月に龍文寺に帰った。

為宗仲心は当時七十八歳の高齢であり、老体に鞭打つて弟子の金岡用兼、春明師透と力を合せて文亀三年（一五〇三）に諸堂、寮舎、叢林の諸施設を復興した。

この永平寺復興の功により為宗仲心が龍文寺六代誌によると祖山三十一世を称し、また洞雲寺藏の金岡用兼頂相図によると金岡用兼に祖山三十二世の称号が送られたものとされている。

さらに為宗仲心の功勞により永平寺より龍文寺に「鎮西之吉祥山」の山号を下賜され、山陰道、山陽道、西海道の三道の諸寺へ永平寺からの諸々の徒は龍文寺から布達するという「中西国之總僧錄」に任せられたという。

永平寺の三十八世緑巖嚴柳が正徳四年（一七一四）五月に誌した「堂宇化簿序」に金岡用兼の永平寺伽藍復興の功勞が述べられている。

現在行なわれている永平寺の世代数は宝慶寺（越前国大野）寂圓派の住持の名を連ねているが、為宗仲心・金岡用兼が永平寺住持の呼称をしており、他の史料などでも別の世代の数え方が存在していたことが記されている。

このように中世においては寂圓派以外の人々が伽藍復興などの見返りとして永平寺住持の称号を与えるという、現在行なわれている世代の数え方以外の方法が存在していたとみられている。

金岡用兼の周防・安芸・阿波国にわたっての行動範囲をみると



龍文寺金岡水

龍文寺本堂裏にある金岡水は金岡用兼が仏祖に供える湯茶水のために岩を碎いて作ったという。

相当の活動家と思われ、諸方を歩いて勧募におもむいての永平寺伽藍復興の大半は金岡用兼の力であるとみられている。

金岡用兼は現在の世代の数え方による永平寺の住持位についてのではないが、永平寺復興の功労者には違いない。永平寺において毎朝開山以下の歴住回向について、宗門及び大本山に功労のあつた宝慶寂圓、寒巖義尹、龍文寺の器之為璠、ついで金岡用兼に向されている。

永平寺復興の翌永正元年（一五〇四）十二月為宗仲心は病によ

り龍文寺山門向かい側の歴代住持墓所にある。為宗仲心の法嗣には金岡用

### 為宗仲心墓



り龍文寺の法席を金岡用兼に譲ろうとしたが、金岡用兼は固辞して席には就かなかつた。

同二年（一五〇五）正月三月為宗仲心は示寂（八十三歳）したが、弟子の金岡用兼と春明師透が互いに法席を譲りあい三年間無住となつた。終りに春明師透が龍文寺六世を継いだが、春明師透は金岡用兼のために別に牌を建てゝ五世と六世の間に安置し、前住和尚とされた。

金岡和尚行状記及びこれと内容を同じとする続日域洞上諸祖伝、日本洞上連燈錄、丈六禪刹開山金岡禪師略記などによると金岡用兼は龍文寺住持を辞退し嚴島に渡り、後、洞雲寺を開山したとされるが、洞雲寺は二十年余り前に開創しており史的事実ではない。

### ◆洞雲寺開基藤原教親卒去

洞雲寺に金岡用兼を招いて開基した嚴島社神主藤原教親が、永正元年（一五〇四）十二月十七日に卒去した。

芸藩通志所収の藤原氏墓の記事中に永正元年甲子十一月七日とあるが、現在伝わっている過去簿及び洞雲寺誌には十二月十七日になっている。さらに洞雲寺文書教文寄進状の日付永正元年十二月十五日からみると、過去簿などに記されている十七日に卒去したこととは疑いない。

芸藩通志に引用の際洞雲寺の過去帖に記載されている日付を誤つて転載した可能性が大きい。

葬儀にはおそらく金岡用兼が導師を勤めたものと思われるが、

二日前に出された教文寄進状の宛名が寺院の事務を総監する監寺宛となつてるので、金岡用兼は洞雲寺にいなかつたことも考えられる。

教親の法名は洞雲寺殿徳叟教文大居士といい、洞雲寺境内に葬



桂林寺本堂

丈六寺より北東2.5kmの日峯山の麓にある。元は禅宗（臨済宗）で多くの子院があったが現在は真言宗に転宗している。

られたのであるが墓碑は確認出来ていない。

永正五年（一五〇八）五月金岡用兼は阿波に渡っており、金岡用兼の侍者である宗晶の五七忌法会を丈六寺で行なつてゐる。

#### ◆洞雲寺正法眼蔵の書写

金岡用兼は永正七年（一五一〇）四月から八月にかけて、阿波の桂林寺において洞雲寺正法眼蔵を書写している。

この正法眼蔵を書写したところである桂林寺は現在の徳島県小松島市中田町寺前の真言宗靈芝山桂林寺の前身である。この寺は阿波の守護細川持常が古幢周勝を招いて禅寺（臨済宗）とし創建したが、細川氏の衰退に伴い荒廃していたのを元和年間に再興し、真言宗に改め現在に至つてゐる。

この洞雲寺正法眼蔵の奥書を見ると、第一巻の表紙の次第一紙の裏面に「於阿州勝浦之桂林寺金岡和尚与昌桂首座誌之也」とあり、金岡用兼は法嗣の月殿昌桂の助筆を得て書写したことがわかる。

次に金岡用兼の書写の奥書を掲げると、

#### 第十四卷空花

于時永正七年庚午五月二十日、在阿陽桂林精舍丈室中、暮齡七十三用兼謹写之

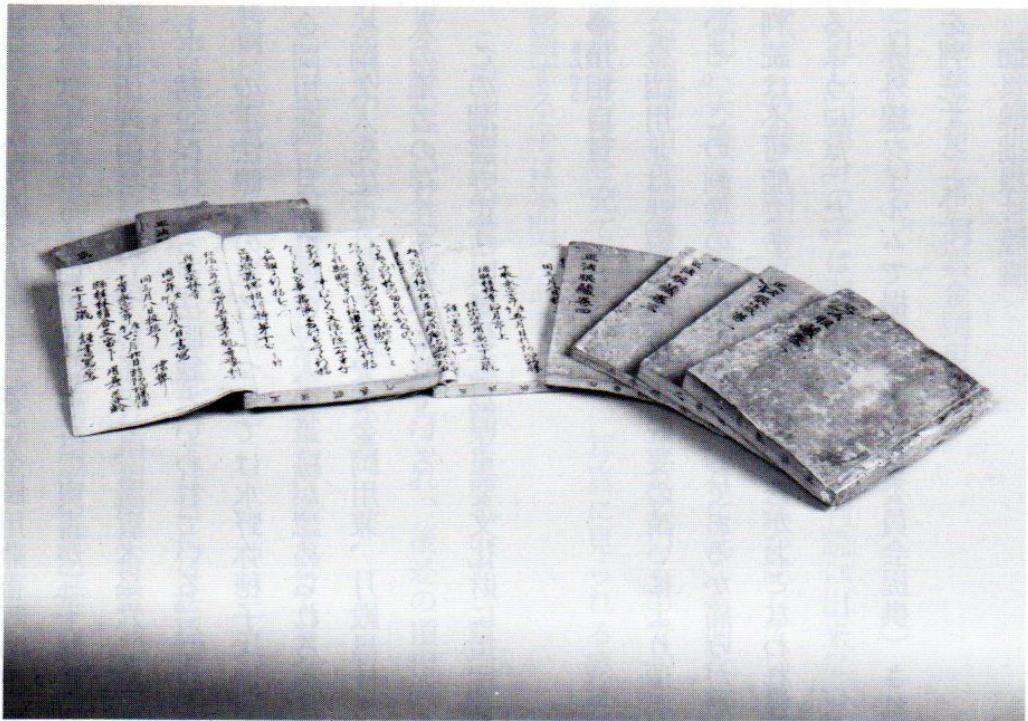
#### 第十五卷光明

于時永正七年庚午五月二十一日、於阿陽桂林精舍丈室中、用兼

七十三歳謹写焉

第十六行持上

于時永正七年庚午五月日、於阿陽路勝浦縣桂林寺得月亭上、住山小比丘用兼、七十三歳謹以書写焉



洞雲寺正法眼藏

二十冊六十卷の正法眼藏である。正法眼藏の性質系統から見ても宗門稀有の正法眼藏である。

「広島県重要文化財」

第十七行持下

于時永正七年庚午六月二十日、於阿陽勝浦縣桂林精舍丈室中、用兼暮齡七十三歳謹書写焉

第十九古鏡

于時永正七年庚午五月吉日、於桂林室中用兼書之

第二十有時

于時永正七年庚午四月日、於桂林精舍丈室書写焉用兼拌

第二十九恁麼

于時永正七年庚午六月二十四日、於阿州勝浦縣桂林寺丈室中、用兼七十三歳謹写之

第三十看經

于時日本永正七年庚午六月二十六日、於阿陽勝浦縣桂林寺丈室中、暮齡七十三歳、用兼謹書写之

第三十一諸惡莫作

于時永正七年庚午七月五日、於阿陽路桂林寺丈室下、用兼七十三歳書写焉

第三十二三界唯心

于時日本永正庚午七月七夕日、於阿陽之桂林丈室下、暮齡七十

三、用兼謹写之

三十四發菩提心

永正七年庚午八月朔日、於于桂林精舍丈室中、七十三歳、用兼写焉

とあり、六十巻のうち十一巻に金岡用兼書写の奥書が見られる。

又、六十巻のうち孤雲懷粹書写の奥書が三十九巻に見られ、讃事の出所理由を具備しているので、義雲本系六〇巻本正法眼藏の最も古態を保持する正法眼藏といわれている。

この正法眼藏の筆者については水野弥穂子氏は宗学研究で光周、金岡用兼、月殿昌桂の三人の筆跡が認められるとしている。又、松岡久人先生は廿日市町史で金岡用兼、月殿昌桂ほか甲、乙と四人の筆者の存在を述べられている。

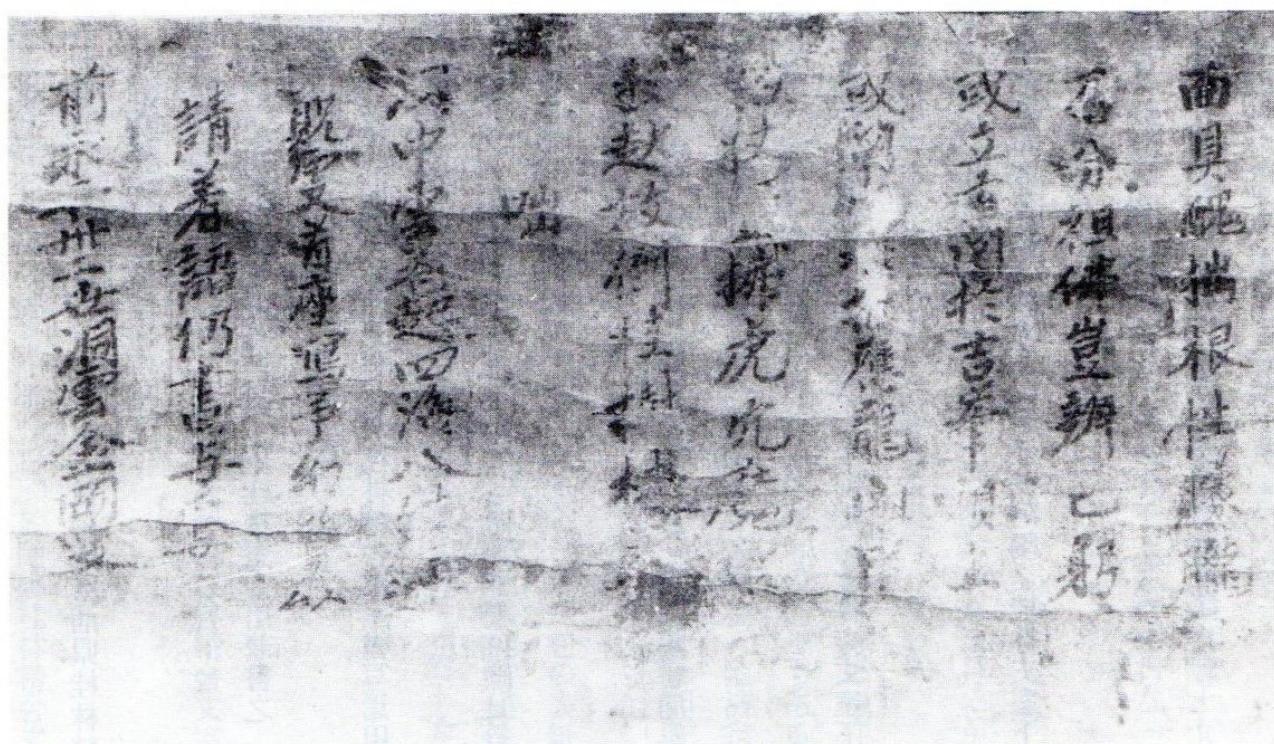
この洞雲寺正法眼藏は広島県重要文化財に指定されている。

#### ◆頂相自贊

金岡用兼は法嗣である章山睨雯の請いにより頂相図に自贊している。この画像の上部に贊が記してあるが痛みが激しく肉眼での判読は不可能であったが、近年補修がおこなわれ幾分か判読出来るようになった。

赤外線フィルムで撮影（市教育委員会提供）された写真より贊を判読すると、

面具醜拙根性朦朧  
不分祖佛豈辨已躬  
或立玄關於吉峯頂上  
或闡化○於應龍山中



金岡用兼自贊

金岡用兼頂相の上部に自贊が記されているが肉眼では判読出来ない。  
「広島県重要文化財」

洞雲寺の頂相図自贊写しには、  
「金岡和尚御影贊 洞雲室中不出」

五彩書出 曾非本身

阿魏是假 水銀皆眞

宗繁首座圖予陋質

請着語 仍書矩偈以

前永平卅二世洞雲金岡叟

と自贊している。

但し□部分の字は剥落しており、判読は出来ない状態であったが、この贊を洞雲寺十一世の天翁玄播が誌していたものと、洞雲筆記（天庵宗春が天文十六年十一月に誌した旧行状記か）とを丈六禪刹開山金岡禪師略記に引用されているので、これをもとに剥離部分の字を充てた。しかし、写真に見られる痕跡で○字部分に該当する字は不明である。

永正八年辛未八月念八日  
前永平三十二世 洞雲金岡  
と自贊されており、功山寺頂相図の贊も日付までは同文言であるが、署名が前永平金岡老用兼となっている。

洞雲寺蔵の金岡用兼頂相図自贊及び自贊写に前永平三十二世と

### 功山寺金岡用兼頂相

画像は洞雲寺蔵の頂相とほぼ同じに描かれており、洞雲寺蔵の頂相を模写したものと思われる。  
(金山功山禅寺より)

この頂相図の贊には覗雯首座とあるので、章山覗雯が洞雲寺三世を継いでいる頃のものとみられ、後述の頂相図及び自贊写より以前のものであることがわかる。

この金岡用兼頂相図は洞雲寺に所蔵されており、広島県重要文化財に指定されている。

永正八年（一五一一）八月二十八日には法孫で後の洞雲寺四世となつた興雲宗繁の請いにより頂相図に自贊している。

洞雲寺に伝えられるものは頂相図の贊の写しで、功山寺にも同じ日付の頂相図を所蔵している。



称しているのは先にもふれたが、永平寺復興の功績により称号を送られたものである。しかし、同じ日付の功山寺蔵の頂相図に三十二世が記されていないのはなぜなのだろうか。

慶長七年（一六〇二）に開創された功山寺に伝えられた金岡用兼頂相図についてみると、金岡用兼は勧請開山で年代のずれがあり、頂相図の性格上功山寺に伝えられた経緯を検討する余地があるのではなかろうか。

この頂相図自賛及び自賛写に宗繁首座があるので、この頂相図に自賛した永正八年（一五一）頃金岡用兼は隠退しており、章山睨叟が洞雲寺二世となっていたことがわかる。

#### ◆丈六寺開基細川茂之卒去

永正八年（一五一）九月十二日丈六寺の開基である細川成之が卒去し、金岡用兼が導師を勤めて荼毘に付して丈六寺に葬った。成之の墓は丈六寺庫裡の後方歴代住持墓所の左側にある。

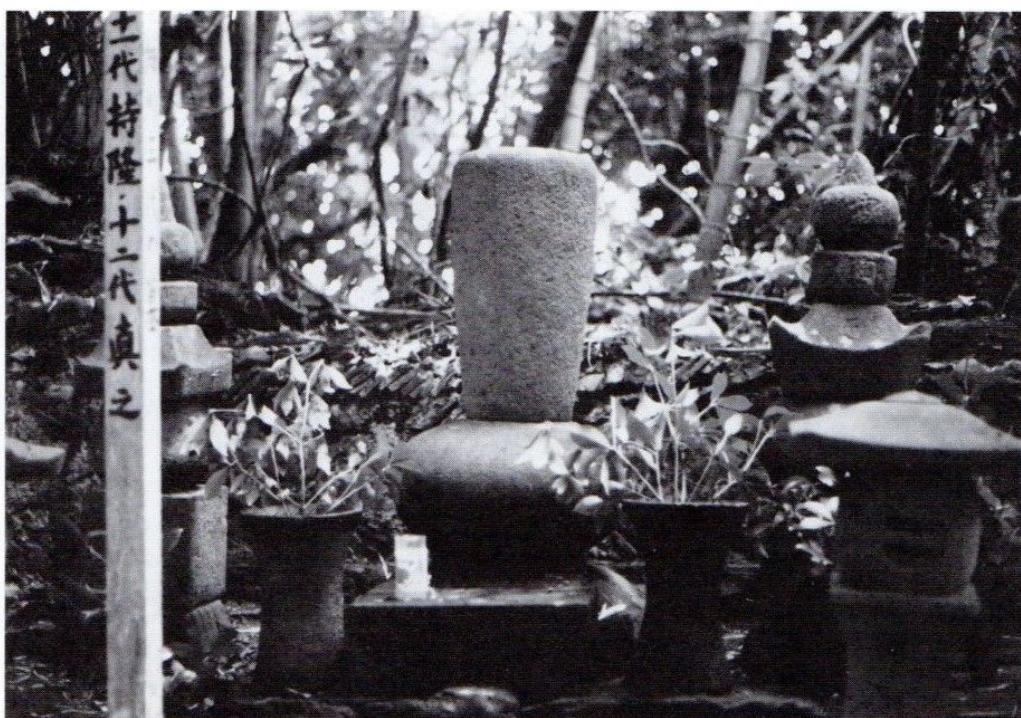
細川成之の法名は慈雲院殿大川道空禪師という。永正九年（一五二）に金岡用兼は細川成之の一周忌を、永正十一年（一五四）に三回忌を行なっている。

丈六寺には導師を勤めた金岡用兼の法語、金岡大禪師法語集が残されている。また、洞雲寺誌及び佐方村下しらべ書出帳などによると、洞雲寺に細川成之が道元禪師像を描き金岡用兼が贊語を記した画像が伝えられていたが現在伝蔵されているか定かでない。

#### ◆金岡用兼の行脚

この後金岡用兼は洞雲寺をあとに行脚しているが、行脚した日についていくつかの疑問点がみられる。

続日域洞上諸祖伝（正徳四年（一七一四））、日本洞上連燈錄



細川成之墓

丈六寺裏の歴代住持墓所横に阿波細川氏の墓が三基ある。中央の無縫塔が成之（7代）、左側の五輪塔が持隆（11代）、右側が真之（12代）の墓である。

〈寛保二年（一七四二）〉、

丈六禪刹開山金岡禪師略記

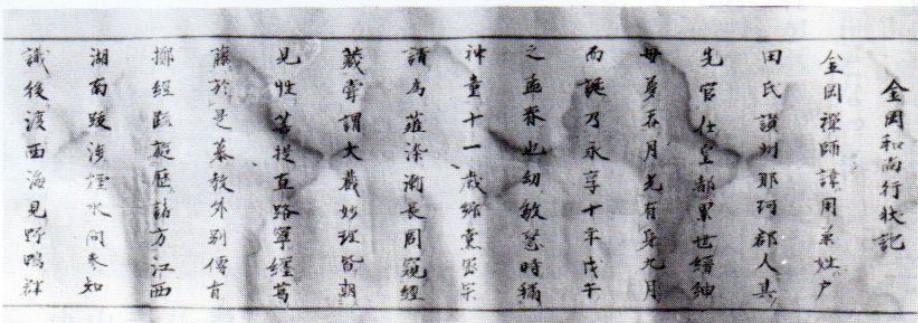
〈延享二年（一七四五）〉な

どは洞雲寺所蔵の金岡和尚行状記とほぼ同じ内容である。

丈六禪刹開山金岡禪師略記に洞雲筆記（旧行状記）を引用したことを見た記述があり、

天文十六年（一五四七）に誌

された旧行状記が引用されているのは明らかである。これら何れも史的事実が乏しく脚色された部分が多いが、幾分かは参考になりうるものである。



### 金岡和尚行状記

永平寺伽藍復興の功績を讃えるため脚色された金岡用兼の伝記で、洞雲寺二十三世の靈潭昭澄が誌した。

ところが丈六禪刹開山金岡禪師略記に引用された旧行状記と、現在伝えられている金岡和尚行状記の内容に相違するところが見受けられる。

金岡和尚行状記によると永正十二年（一五一五）十一月十五日七十八歳とあり、丈六禪刹開山金岡禪師略記（旧行状記を引用した部分以外の記述）及び防長寺社由来（功山寺）でも同じ年月日になっている。

又、防長寺社由来（龍文寺）では永正十一年（一五一四）十一月十五日とある。

金岡和尚行状記は、天文十六年（一五四七）に洞雲寺五世天庵宗春が誌した旧行状記を痛みが激しくなったか、何らかの事情で廿三世の靈潭昭澄が筆写したもので、天明六年（一七八六）に示

続日域洞上諸祖伝、日本洞上連燈錄及び丈六禪刹開山金岡禪師略記（旧行状記を引用した記述）には永正十年（一五二三）十一月五日七十八歳で行脚したことになっているが、正法眼藏奥書より計算すると永正十年では七十六歳でなければならない。

永正十年に洞雲寺を退いたのであれば、翌十一年に阿波に渡つて細川成之の三回忌を行なったことになる。



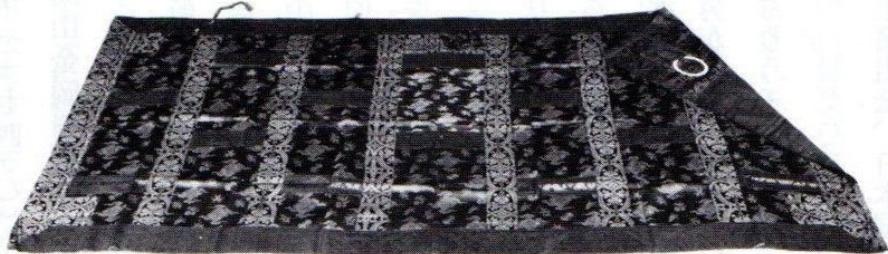
金岡用兼倚像

洞雲寺本堂裏の開山堂に曹洞宗の開祖である道元禪師・本寺招請開山である為宗仲心倚像とともに安置されている。

寂しているのでそれ以前に筆写されている。

靈潭昭澄が丈六禪刹開山金岡禪師略記に引用された旧行状記を筆写するとき、過去帳などに基づいて内容の一部を改変したものと思われる。

松岡久人先生も大宮司の呼称を示され、金岡和尚行状記に一部改変の手が加えられたかと推測される面があること指摘されている。



金岡用兼関係遺品

長杖、持鉢、袈裟（冬用・夏用）などが残されており、このうち四点が「広島県重要文化財」

以上、史料的信頼度の高い正法眼藏奥書からみると、金岡用兼は永正十二年（一五一五）十一月十五日、七十八歳で行脚したとみるべきであろう。

又、金岡用兼は法嗣章山睨叟に洞雲寺を託して行脚したことになっているが、章山睨叟は永正十年（一五一三）九月十六日に示寂しているので疑問が生じる。

続日域洞上諸祖伝、日本洞上連燈錄、丈六禪刹開山金岡禪師略記（旧行状記を引用した記述）などには何れも章山睨叟に後事を託したことが記されている。ところが金岡和尚行状記には興雲宗繁に後事を託して行脚したことが記されており、先にも指摘した金岡和尚行状記の改変がなされているのは確実であり前述の疑問はなくなっているのである。

#### ◆金岡用兼開山の疑問

金岡用兼は先に述べた洞雲寺及び丈六寺の開山であるが、このほかに三ヶ寺金岡用兼が関わった寺があつたと伝えられている。防州の大内義興は長福、兼龍の二院を創建、阿州の細川成之は桂林寺を創建して金岡用兼を招いて開山としたとされている。

しかし、この三ヶ寺の開山を裏付ける史料は皆無である。ここにみえる長福寺は下関市長府にある功山寺の前身ではなかろうか。長福寺はもと臨済宗の寺であったが、戦乱で一時荒廃していたのを長府に移封された毛利秀元が修営し、洞雲寺十二世三庭龍達

を招いて住持とした。三庭龍達は金岡用兼を開山とし、師である天翁玄播を二世として自らは三世となつた。

金岡用兼の時代とは少しずれがあり、功山寺の実際の開山ではないが、勧請開山となつてるので誤って金岡用兼の開山と伝えられたのだろうか。



### 功山寺仏殿

功山寺の前身、長福寺の遺構で西日本における代表的な唐様建築である。「国宝」

兼龍寺についてみると、山口県大島郡東和町西方に眷龍寺けんりゅうという寺があり、開山が金岡用兼の師である為宗仲心なので、これが誤って伝えられたのかも知れない。

また、阿波の桂林寺はもと臨済宗の寺であり、金岡用兼が関わつて曹洞宗に改宗したのかは定かでない。しかし洞雲寺正法眼藏の奥書にみられるように桂林寺で書写されたのは事実であり、これが誤って伝えられたのかも知れない。

前述のように誤って伝えられたものと推定してみたが、これらの寺院は旧行状記にみえており、功山寺開山より以前のものなのでこの推定には矛盾が生じる。

前項で金岡和尚行状記の改変について述べたが、天庵宗春が誌した旧行状記を、金岡用兼の功績をたたえるため、続日域洞上諸祖伝に引用される前に改変の手を加えられた可能性を考えれば、先に述べたことも理由付け出来るものと思う。

以上のように長福寺、兼竜寺、桂林寺については金岡用兼の開山であるとの根本史料がないので推定の域を出ないが、永平寺の伽藍復興に対する功績をたたえるために開山と伝えられた可能性は高いのではなかろうか。

### ◆金岡用兼門葉寺院について

金岡用兼が関わつて開創された寺院は前述のように洞雲寺と丈六寺であるが、金岡用兼に連なる法系の僧侶達の活躍により開か

れた寺院は延享度曹洞宗寺院本末牒（以下本末牒）によると一一三ヶ寺の多くを数える。



功山寺本堂

長府に移封された毛利秀元は古くからあった長福寺曹洞宗に改め、父元清の位牌を安置し法号により笑山寺と称した。秀元没後、法号功山玄誉居士因り功山寺と改称した。



笑山寺本堂

笑山寺は毛利元清の位牌を安置し法号により笑山寺と称した。本寺には金岡用兼の袈裟を伝収しているという。

あり、現在ではもっと門葉寺院も増加しているものと思われる。又、廃寺になった寺院もあると思われるが、これだけの寺院を追跡調査することは大変な作業なので今後の課題とし、開創されて二五〇年経過した頃の門葉寺院を本末牒により辿ってみよう。

洞雲寺の末寺をみると「海藏寺、存光寺、延命寺、宝持寺、瑞照寺、妙音寺、功山寺、笑山寺、来福寺、大雄寺、宗蓮寺、溪月

このうち洞雲寺歴代住持及びその弟子達が関わって開かれた寺院を三〇ヶ寺確認しており、このうち本末牒では一五ヶ寺が洞雲寺の末寺になっている。

本末牒は延享年度（一七四五・一七四七）に調査されたもので

院、原始院、法常寺、丈六寺」の十五ヶ寺であり、このうち功山寺、渓月院、丈六寺の僧侶達の活躍が著しく多くの寺院を開いている。

下関市長府にある功山寺は関ヶ原の合戦後、長府に移封された毛利秀元が古くからあつた長福寺を修営し、洞雲寺十二世の三庭龍達を招請して開かれた寺である。続いて洞雲寺十三世大雲守的、十七世基外嶺雄も功山寺に移つており、毛利氏の後盾を失い寺領の没収などもあつた洞雲寺は衰退したが、一方、毛利氏の庇護を受けた功山寺は本寺をしのぐ寺勢で、多くの門葉寺院が開かれていた。

功山寺関係の末寺ノ二（孫末寺をいう、以下同様に呼称する）をみると「月溪院、藏海寺、江雪庵、海晏寺、善福寺、普濟寺、玄空寺、妙音寺、長徳寺、飯倉寺、弥勒寺、安養寺、高林寺、福勝寺、白爾軒、常閑寺、安樂院、東光寺、大善寺、賢勝寺、仏名寺、了真寺、盛徳寺」と山口県を中心に大分県、兵庫県、神奈川県、東京都にまで広がっている。

功山寺関係の末寺ノ三をみると高林寺より「光東寺、能満寺」が、常閑寺より「大禪寺」、東光寺より「日輪寺」の寺が開かれている。

下関市長府の笑山寺も同じく洞雲寺十二世の三庭龍達が開創しており、末寺ノ二に「慈光寺、流水庵、渓真寺、地蔵院、福王寺」が開かれている。又、同市金比羅町の大雄寺は洞雲寺九世全室宗



渓月院境内

龍文寺四世大庵須益が開いたが後荒廃し、洞雲寺三世章山貯叟の弟子津翁道要が中興した。



法常寺本堂

法常寺はもと新庄村（竹原市新庄）の竹原小早川家の居城である木村城の北にあったが、小早川隆景の三原築城に伴い現在地に移った。

徳山市久米の原始院は洞雲寺四世興雲宗繁の法嗣である繁翁宗茂が開いた寺で、末寺ノ二に「吸江庵」が開かれている。光市小周防にある渓月院から派生した門葉寺院も多くある。渓月院は洞雲寺三世章山睨叟の法嗣である津翁道要が開いた寺であり、末寺ノ二をみると「紅葉院、長徳寺、常安寺、高徳院、安国寺、龍珠院、永明庵、慶宝寺、助成寺、龍泉寺、慈福寺、桃林寺、万願寺、大用寺」が開かれている。

渓月院関係の末寺ノ三をみると、「龍珠院から「祇園寺、宗慶寺」が、龍泉寺より「千光寺、明光寺、大泉寺、宗禪寺、東漸寺、蓮淨庵、周善庵、長慶庵、長徳寺、聚宝院」が、慈福寺より「広徳寺、受天寺、妙法寺、慶雲寺」の各寺院が開かれている。

三原市にある法常寺は洞雲寺六世の大休登懌が開き、七世の大応存隆、八世の花屋宗闡、九世の全室宗用、十四世の安之林泰、十六世の龍屋賢朔と洞雲寺の多くの住持が関わっている。

法常寺の末寺ノ二をみると「恵日寺、西福寺、林光庵、正福寺、福寿庵、慶寿院、長全寺、真觀寺」が開かれている。

徳島市の丈六寺は金岡用兼が開創し法嗣の月殿昌桂が一世となつており、この法系から多くの寺院が開かれている。丈六寺関係の末寺ノ二をみると「大匠寺、天満寺、明光寺、黒松寺、長楽寺、高松寺、千光寺、江音寺、正福寺、東光寺、真光寺、本覺寺、光

用の法嗣である顕室瑞誉が開いており、末寺ノ二に「本徳寺」が開かれている。

照寺、高西寺、正寿寺、正伝寺、洞雲寺、真光寺、普周寺、桂国寺、本覚寺、法泉寺、景嚴寺、貞真寺」が、又、末寺ノ三として桂国寺より「円福寺、延命寺、西方寺」の各門葉寺院がみられる。

このように金岡用兼に連なつた法系の門葉寺院は広島県に一五ヶ寺、山口県六二ヶ寺、大分県六ヶ寺、徳島県二八ヶ寺と、兵庫県、神奈川県、東京都に各一ヶ寺の広範囲に分布している。

本末牒が作成された以降においても金岡用兼の門葉寺院が多く開かれているものと思われるが、これらについては今後調査を進めれば解明出来るものと思われる。